新たなマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用するまでの流れ

マイナンバーカードの有効期間満了日までの期間が３か月未満となる
マイナンバーカードの券面の追記欄が満欄となる

現在、マイナ免許証を保有していない方

マイナンバーカードの更新後に
マイナー体化の手続をしてください。

現在、マイナ免許証を保有している方

※マイナ免許証：免許情報が記録されたマイナンバーカード

個人番号カードオンライン申請サイト
においてマイナンバーカードの交付申請

市町の窓口や郵送等、
個人番号カードオンライン申請サイト以外
においてマイナンバーカードの交付申請

マイナ免許証等継続利用の手続をする

マイナ免許証等継続利用の手続をしない

市町から
交付通知書を受取

市町から
交付通知書を受取

○　警察に署名用電子証明書を提出していない場合
○　免許が停止、取消し又は失効している場合
○　住所や氏名に署名用電子証明書で使用できない
　文字が含まれている場合
○　入力した免許情報記録番号に誤りがあった場合

交付通知書に「記録：有」

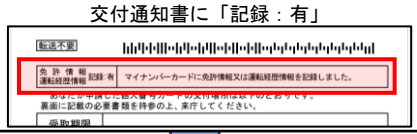

交付通知書に「記録：無」

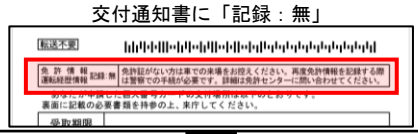

交付通知書に記録結果の記載なし

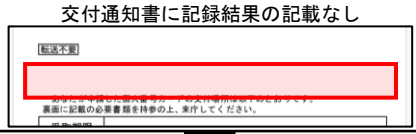

市町の窓口で免許情報が記録された
新たなマイナンバーカードの受取

市町の窓口で免許情報が記録されていない
新たなマイナンバーカードの受取

※マイナ免許証のみを保有する方で新たなマイナンバーカードに免許情報が記録されていない場合、市町への受け取りに自動車等を運転して来場することはお控えください。

新たなマイナンバーカードに正確な
免許情報が記録されていることを確認
（「**マイナ免許証読み取りアプリ**」で読み取り）

免許情報が記録されていない新たなマイナンバーカードのみを携帯して自動車等を運転することはできません。

運転免許センター等で新たなマイナンバーカードに免許情報を記録

※「記録：無」と記載のある交付通知書が送付された方については、市町の窓口において、同交付通知書が返却されるか、その写しが交付されますので、持参してください。

マイナ免許証としての利用が可能となります。